

使用開始日：2014.06.18

アムンディ・ りそなレディース・バランスファンド

追加型投信／内外／資産複合

【愛称:Love Me!(ラブ・ミー!)】



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・りそなレディース・バランスファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年6月17日に関東財務局長に提出しており、平成26年6月18日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産(投資信託証券 (資産複合(債券、株式)))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号
設立年月日:1971年11月22日
資本金:12億円(2014年3月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:
2兆899億円(2014年3月末現在)

■ 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社 りそな銀行
(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、主として「アムンディ・海外国債 マザーファンド」および「アムンディ・レディース 国内株式 マザーファンド」への投資を通じて、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

1

マザーファンドを通じて、外国債券と国内株式の2つの資産に分散して投資を行い、インカムゲイン（債券のクーポンによる利息収入）を中心に安定した収益の確保と、中長期にわたってファンドの信託財産の成長を目指します。

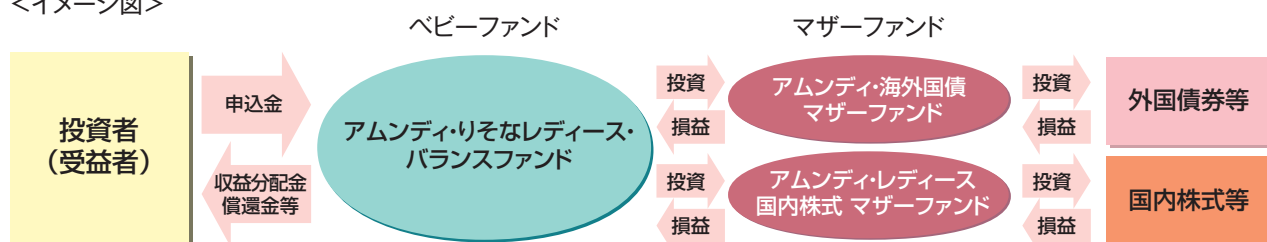
*各マザーファンドの詳細については、＜マザーファンドの概要＞をご覧ください。

●外国債券および国内株式に直接投資することがあります。

ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式で運用します。

＜イメージ図＞

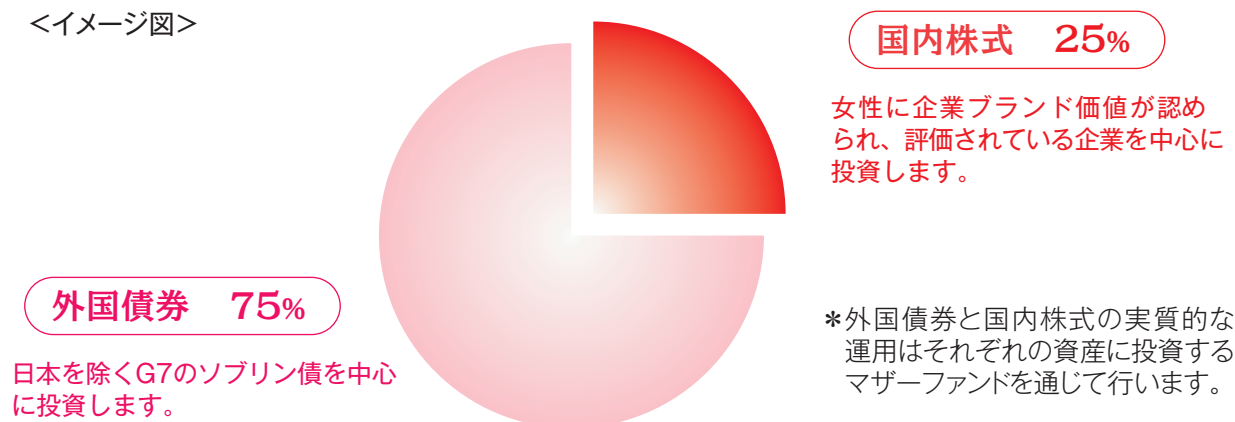


2

外国債券（「アムンディ・海外国債 マザーファンド」）への投資は75%程度、国内株式（「アムンディ・レディース 国内株式 マザーファンド」）への投資は25%程度を基本とします。

●原則として、実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

＜イメージ図＞



*大量の購入・換金の申込みが発生したとき、償還の準備に入ったときならびにファンドの資産の規模等によっては、上記の資産配分ができないことがあります。

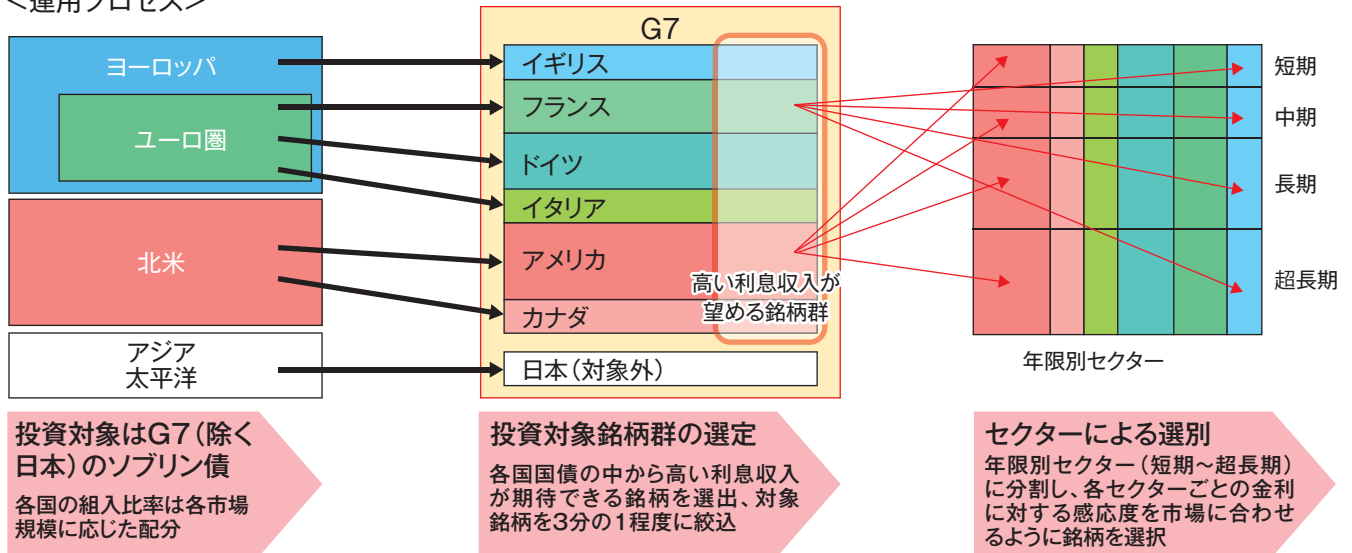
◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<マザーファンドの概要>

● アムンディ・海外国債 マザーファンド

- ◆主として、日本を除くG7（アメリカ・カナダ・ドイツ・フランス・イタリア・イギリス）各国の政府または政府機関等が発行する債券（ソブリン債）に投資し、インカムゲイン（債券のクーポン等による利息収入）を中心とした安定的な収益の確保を目指します。ただし、市場環境によっては、G7以外のOECD加盟国が発行するソブリン債（原則としてAA格相当以上）に投資することがあります。
- ◆原則として為替ヘッジは行いません。

<運用プロセス>



● アムンディ・レディース 国内株式 マザーファンド

- ◆主として、日本の金融商品取引所に上場している企業のうち、女性に企業ブランド価値が認知、評価されている企業の株式に投資します。
- ◆組入銘柄は、原則として外部調査機関が行うブランド価値認知度調査の結果により作成されるランキング上位銘柄から選定します。
- ◆信用リスクの高い銘柄を排除します。
- ◆原則として上位50銘柄を投資対象とします。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、外国債券の利息収益部分を中心に、原則として毎月分配を目指します。また、国内株式の配当と値上り益等から、12月の決算時にボーナス分配を行う場合があります。

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案し決定いたします。分配対象額が少額の場合には毎月分配またはボーナス分配を行わない場合もあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◎収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

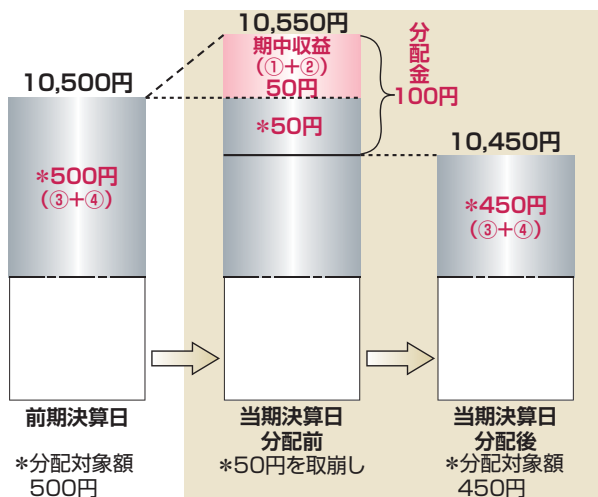
投資信託で分配金が支払われるイメージ



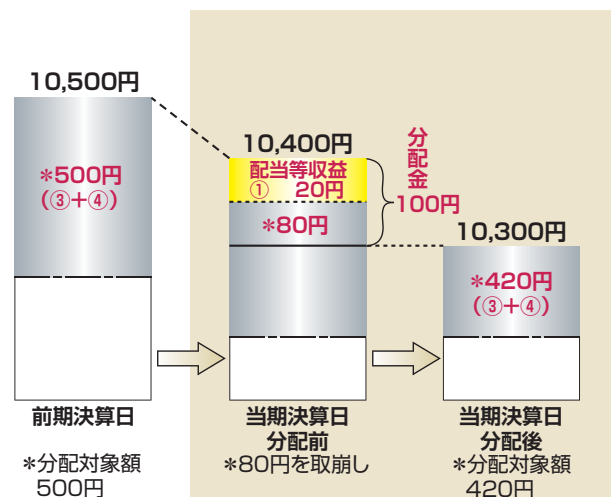
●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

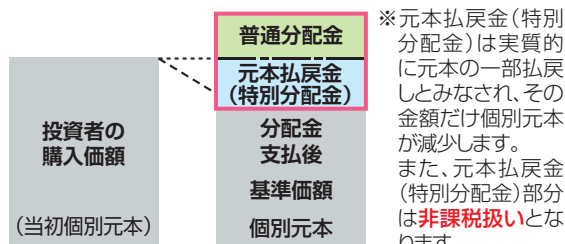


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

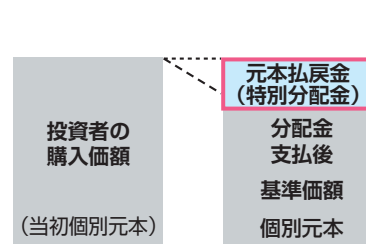
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として外国債券や国内株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**

ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。

一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合、もしくは債券の発行体の財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価、債券価格等が下落することがあります。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③ 金利変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、その影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

④ 為替変動リスク

ファンドは、為替リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため、外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

● 分配金の支払いに関する留意点

分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。

● ファンドの繰上償還

ファンドは、信託財産の純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

● ファミリーファンド方式の留意点

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを他のファンド(ベビーファンド)が投資対象としている場合、当該他のファンドにおいて購入または換金等に伴う資金変動等があり、その結果として当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

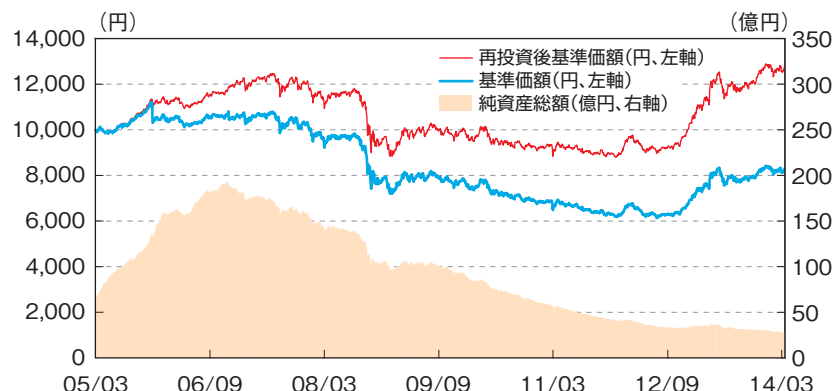
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

運用実績

基準価額・純資産の推移・分配の推移

2014年3月31日現在

基準価額と純資産総額の推移



※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額と純資産総額

基準価額	8,311円
純資産総額	28.3億円

分配の推移

決算日	分配金(円)
102期(2013年11月15日)	20
103期(2013年12月16日)	20
104期(2014年1月15日)	20
105期(2014年2月17日)	20
106期(2014年3月17日)	20
直近1年間累計	240
設定来累計	3,730

*分配金は1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

騰落率(%)

期間	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
騰落率(%)	1.31	-0.59	7.28	13.56	37.98	28.16

※騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄は各マザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

資産配分

資産	純資産比(%)
国内株式	24.78
外国債券	71.92
現金・他	3.30
合計	100.00

※比率は純資産総額に対する
実質組入割合です。
※四捨五入の関係で合計が
100.00%とならない場合が
あります。

組入上位10銘柄

アムンディ・海外国債 マザーファンド

	銘柄名	償還日	国	比率(%)
1	US TR 5.125	2016/5/15	アメリカ	10.0
2	US TR 8	2021/11/15	アメリカ	9.3
3	US TR 4.625	2040/2/15	アメリカ	7.7
4	US TR 4.75	2014/5/15	アメリカ	5.7
5	UK TR 8	2021/6/7	イギリス	5.4
6	BTPS 5.25	2017/8/1	イタリア	5.3
7	US TR 8.875	2019/2/15	アメリカ	4.2
8	DBR 6	2016/6/20	ドイツ	4.0
9	FRTR 5	2016/10/25	フランス	3.6
10	US TR 4.25	2014/8/15	アメリカ	3.6

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

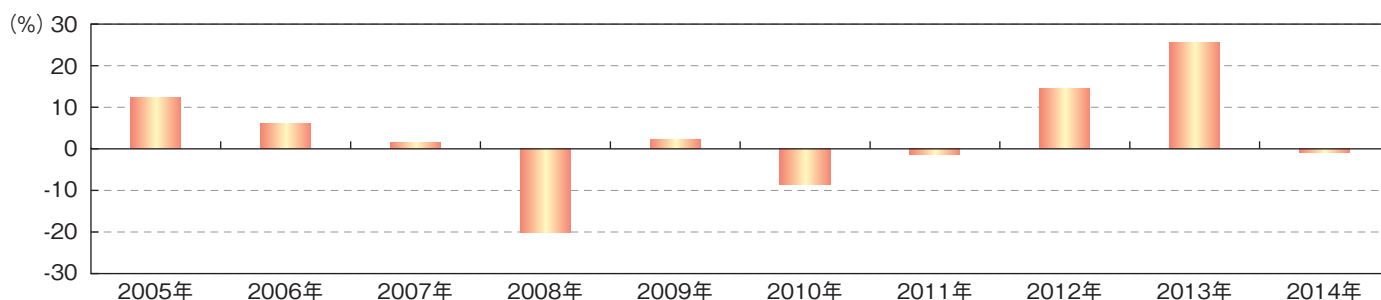
組入上位10銘柄

アムンディ・レディース 国内株式 マザーファンド

	銘柄名	業種	比率(%)
1	富士通	電気機器	3.1
2	江崎グリコ	食料品	2.9
3	セコム	サービス業	2.4
4	三菱鉛筆	その他製品	2.4
5	オムロン	電気機器	2.4
6	パナソニック	電気機器	2.3
7	花王	化学	2.3
8	スズキ	輸送用機器	2.2
9	日清食品ホールディングス	食料品	2.2
10	ダイキン工業	機械	2.1

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
※ファンドにはベンチマークはありません。
※2005年は設定日(3月18日)から年末まで、2014年は年初から3月31日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購 入・換 金 申 込 受 付 不 可 日	ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合には、受付けません。
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時※までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 の 申 込 期 間	平成26年6月18日から平成27年3月13日までとします。
換 金 制 限	信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止等、一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。
購入・換金申込受付の 中止および取消し	委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信 託 期 間	平成27年3月16日までとします。(設定日:平成17年3月18日)
繰 上 償 還	委託会社は、信託財産の純資産総額が10億円を下回った場合または信託を終了させることが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決 算 日	年12回決算、原則毎月15日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収 益 分 配	年12回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、税引後無手数料で再投資されます。
信 託 金 の 限 度 額	3,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年3月および9月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

※ 上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は 2.16% (税抜2.0%) です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し 年率1.3824% (税抜1.280%) を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。			
	(信託報酬の配分)			(年率)
	販売会社ごとの純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
	500億円以下の部分	0.60% (税抜)	0.60% (税抜)	0.08% (税抜)
	500億円超750億円以下の部分	0.55% (税抜)	0.65% (税抜)	
	750億円超1,000億円以下の部分	0.50% (税抜)	0.70% (税抜)	
	1,000億円超の部分	0.45% (税抜)	0.75% (税抜)	
その他の費用・手数料	(支払方法)			
	毎計算期間末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。			
	◆上記の運用管理費用(信託報酬)は、本書作成日現在のものです。			
	信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。			
	また、有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用がかかります。			
	※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。			

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

◆上記税率は平成26年4月現在の内容に基づいて記載しています。

◆少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません)

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません)

